

諮問番号：令和6年度諮問第35号
答申番号：令和7年度答申第10号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、令和4年7月26日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人は、〇〇〇〇〇〇により〇〇〇〇〇〇〇〇を負ったものである。審査請求人は被保護者となったのちに傷病手当金の入金により資産として約1,800,000円を有することとなったが、定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等が見込める状態になかったこと、入院治療により医療機関等に対して約1,300,000円の支払債務のほか、施設入居の礼金、家賃、光熱水費、介護用品レンタル代、介護保険料滞納分の支払債務も有しており、現状の資産から上記債務を差し引くとほぼ残金はなく、「おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続する」とは到底認められないため、保護を廃止することとした本件処分は違法・不当である。したがって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、審査請求人が傷病手当金による臨時的な収入を得たことに伴い、

おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められることから、令和4年5月31日限りで審査請求人の保護を廃止する本件処分を行ったことが認められる。

- (2) まず、保護の要否判定についてみる。生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10のとおり、保護の要否及び程度は、原則として当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定することとされている。

また、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10問12答のとおり、保護を廃止すべき場合として、当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときとされている。

本件についてみると、①審査請求人は、令和4年4月18日付けで傷病手当金1,413,404円を受領したこと、②処分庁は、同年6月21日に、ケース診断会議を実施し、同日付けで審査請求人に対し、法第63条に基づき、377,974円の返還を求めたこと、③審査請求人が受領した傷病手当金から、同日付けで行った法第63条に基づく返還金決定処分に伴う返還金及び介護サービス費を差し引いてもなお、審査請求人の手元に最低生活費の6か月以上の資金である987,721円が残ること、④審査請求人の同年6月の生活扶助及び住宅扶助の合計が116,680円であること、⑤審査請求人の同年3月から同年5月までの医療扶助額の合計が75,350円であることから、1月当たりの平均医療扶助額が25,116円となり、平均医療扶助額の3割である7,534円が1月当たりの自己負担額相当となること、⑥審査請求人の同年4月から同年5月までの介護扶助額の合計が47,709円であるため、1月当たり23,854円が介護費の自己負担となること、⑦処分庁は、同年6月22日付けで審査請求人に対して行った、法第63条に基づく費用返還決定処分を、同年11月8日付けで取り消したことが認められる。

以上のことからすると、審査請求人は、令和4年4月18日に傷病手当金を得て、収入が臨時的に増加していること及び審査請求人の1月当たりの最低生活費は、生活扶助、住宅扶助並びに医療費及び介護費の1月当たりの自己負担相当額の合計148,068円であることが認められる。したがって、法第63条に基づき、処分庁に保護費を返還してもなお、審査請求人の手元に980,000円を超える金員が残り、その額と審査請求人の最低生活費を対比しても、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続するため、

処分庁が審査請求人の保護を廃止した判断に違法又は不当な点は認められない。なお、同年6月22日付けの法第63条に基づく費用返還決定処分については、本件処分後に取り消されているものの、当該処分の取消しが、本件処分を取り消す事由とは認められない。

(3) 次に、保護開始前の債務の取扱いについてみる。

審査請求人は、傷病手当金の支給時において、医療機関に対する未払い医療費等の債務を抱えていた旨主張する。

処分庁は、令和4年3月16日付けで審査請求人の保護を開始したことが認められる。また、審査請求人が抱えていた未払医療費等は、令和3年7月27日から令和4年3月16日までの期間に発生した審査請求人の入院費及び治療費等であることが認められる。

以上のことからすると、未払い医療費等は、審査請求人の保護が開始される前に生じた債務であると認められる。生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問8-95答のとおり、過去の債務を返還額から控除することについては、保護を受ける以前における個人によって異なる程度によって営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から逸脱することになるため、原則として認められないのであるから、組織的な検討を経て、保護開始前の未払い医療費を収入から控除せず、審査請求人の保護を廃止した処分庁の判断に誤りがあるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分通知書には、廃止した扶助の種類として、「介護扶助、医療扶助」と記載されている。しかしながら、処分庁は、保護廃止に伴い、生活扶助及び住宅扶助の返還決定をしていることから、本件処分により、審査請求人の生活扶助及び住宅扶助についても同様に廃止されたことが認められ、本件処分通知書の記載の正確性を欠く。処分庁は、被保護者に処分を行うにあたって、被保護者自身に誤認を与えないためにも、記載する内容について、事実と照らし、正確に記載することが必要である旨付言する。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和7年3月28日 諮問の受付

令和7年3月31日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知
主張書面等の提出期限：4月14日
口頭意見陳述申立期限：4月14日

令和7年4月25日 第1回審議

令和7年5月7日 審査会から審査庁に対して回答の求め（回答：令和7年5月21日付け社援第1473号）

令和7年5月30日 第2回審議

令和7年6月10日 審査会から審査庁に対して回答の求め（回答：令和7年6月11日付け社援第1655号）

令和7年6月27日 第3回審議

令和7年7月30日 第4回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しており、第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)」と定めている。
- (4) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (5) 次官通知第8の2は、収入額の認定の原則として、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、そ

れぞれ適正に認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (6) 次官通知第8の3(2)ア(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（中略）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。
- (7) 次官通知第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（中略）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と記している。
- (8) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の2(1)は、「保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうこととする。（後略）」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

- (9) 課長通知第10問6答は、保護受給中の者の保護の要否判定について、「保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額（中略）との対比によって判定するものであること。」と記している。

なお、課長通知は処理基準である。

- (10) 課長通知第10問12答は、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によらるたい。」とし、2(1)において、保護を廃止すべき場合として、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」と、2(2)において「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。（後略）」と記している。
- (11) 問答集問8-95答は、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、

う打診があったものの、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額は自立更生の範囲に含まれないとされた。その上で処分庁は、法第63条に基づく返還決定後、傷病手当金1,413,404円から、令和4年3月から5月にかけて支給した定例支給額302,624円、医療扶助額75,350円の計377,974円及び介護サービス費47,709円を差し引くと残額が987,721円となり、これを6か月で除すると1か月当たり約164,000円となることから、臨時的な収入により以後おおむね6か月を超えて保護を要しないこととなるとして、令和4年6月1日付けで審査請求人に対する保護を廃止することとした。

なお、令和4年5月の保護決定調書において、審査請求人の実支給額は生活扶助76,880円、住宅扶助39,800円であった。

- (6) 令和4年6月22日、まず処分庁は、審査請求人に対し、令和4年3月から5月にかけて定例支給額302,624円、医療扶助額75,350円の計377,974円について資力があるにもかかわらず支給したとして、法第63条に基づき377,974円の返還決定処分を行った。なお、当該処分には算定誤りがあり、令和4年11月8日付けで取り消された。

処分庁は、令和5年3月7日付けで、改めて審査請求人に対し371,674円の返還決定処分を行った。要返還額の内訳は、令和4年3月について定例支給額61,578円、医療扶助34,170円の合計95,748円、同年4月について定例支給額116,680円、医療扶助13,740円及び介護扶助21,736円の合計から既返還決定額21,736円を差し引いた130,420円、同年5月について定例支給額124,366円、代理納付2,800円、医療扶助21,140円及び介護扶助22,694円の合計から既返還決定額25,494円を差し引いた145,506円であった。

- (7) 令和4年7月26日付けで、処分庁は本件処分を行った。本件処分の通知には、「廃止した扶助の種類 介護扶助 医療扶助」、「廃止 令和04年05月31日限り」、「理由 ○○さんの傷病手当金による収入の臨時的な増加により、世帯の最低生活費と収入を概ね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるため、(中略)〔法〕第26条に基づき令和4年6月1日付けで保護を廃止します。」と記載されている。

- (8) 令和4年9月26日、後見人は本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 処分庁は、審査請求人が傷病手当金による臨時的な収入を得たことに伴い、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められることから、令和4年5月31日限りで審査請求人の保護を廃止する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 法第26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは速やかに保護の停止又は廃止を決定しなければならない旨規定しているので、保護の停廃止の決定に当たっては、保護の要否判定が問題となる。この点については、次官通知第10のとおり、保護の要否及び程度は、原則として当該世帯につき認定した最低生活費と次官通知第8によって認定した収入との対比によって決定することとされている。また、課長通知第10問12答のとおり、保護を廃止すべき場合として、当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときとされている。

本件についてみると、①審査請求人は、令和4年4月18日付けで傷病手当金1,413,404円を受領したこと、②処分庁は、同年6月21日に、ケース診断会議を実施し、同日付けで審査請求人に対し、法第63条に基づき、377,974円の返還を求めたこと、③審査請求人が受領した傷病手当金から、同日付けで行った法第63条に基づく返還金決定処分に伴う返還金及び介護サービス費を差し引いてもなお、審査請求人の手元に最低生活費の6か月以上の資金である987,721円が残ること、④審査請求人の同年6月の生活扶助及び住宅扶助の合計が116,680円であること、⑤審査請求人の同年3月から同年5月までの医療扶助額の合計が75,350円であることから、1月当たりの平均医療扶助額が25,116円となり、平均医療扶助額の3割である7,534円が1月当たりの自己負担額相当となること、⑥審査請求人の同年4月から同年5月までの介護扶助額の合計が47,709円であるため、1月当たり23,854円が介護費の自己負担となること、⑦処分庁は、同年6月22日付けで審査請求人に対して行った、法第63条に基づく費用返還決定処分を同年11月8日付けで取り消し、令和5年3月7日付けで改めて371,674円の返還を求めたことが認められる。

(3) この点、処分庁の判断として、審査請求人が令和4年4月18日に傷病手当金を得て、収入が臨時的に増加しているとしたことは、現に収入があった以上妥当である。また、廃止において算定の根拠となる1か月の最低生活費については証拠全般を踏まえると、生活扶助、住宅扶助の合計額116,680円に医療費及び介護費の1月当たりの自己負担相当額を加えた額合計148,068円とみるべきである。

その上で、処分庁が、法第63条に基づき、処分庁に保護費377,974円を返還し、介護サービス費47,709円を支払ってもなお、審査請求人の手元に少なくとも980,000円を超える残余財産が残り、6か月で除すると1か月当たり約160,000円となることから、その額と審査請求人の最低生活費を対比しても、おおむね6か月を超えて保護を要しない状

態が継続するとした判断については、本来は要返還額 371,674 円を根拠として行うべきものであった。しかし、要返還額 371,674 円を根拠とした場合、審査請求人の残余財産は約 6,000 円増加するのであって、1 か月当たりの残余財産が 1 か月当たりの最低生活費を超える額であることに変わりはないから、本件処分には取り消されるべき違法があるとまでは言えない。

(4) 次に、保護開始前の債務の取扱いについてみる。

審査請求人は、傷病手当金の支給時において、医療機関に対する未払い医療費等の債務を抱えていた旨主張する。

処分庁は、令和 4 年 3 月 16 日付けで審査請求人の保護を開始したことが認められる。また、審査請求人が抱えていた未払い医療費等は、令和 3 年 7 月 27 日から令和 4 年 3 月 16 日までの期間に発生した審査請求人の入院費及び治療費等であることが認められる。

以上のことからすると、未払い医療費等は、審査請求人の保護が開始される前に生じた債務であると認められる。問答集問 8-95 答のとおり、過去の債務を返還額から控除することについては、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度によって営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から逸脱することになるため、原則として認められないし、今後債務を返済することで資力がなくなった際には、再度生活保護を申請することができるのであるから、組織的な検討を経て、保護開始前の未払い医療費等を収入から控除せず、審査請求人の保護を廃止した処分庁の判断に誤りがあるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(5) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第 6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

処分庁は、本件処分的前提となる法第 63 条に基づく返還処分における要返還額の算定を当初誤っていた。本件においては、取消後に再度行われた同条に基づく返還決定処分がより返還額が少ないため、結果的に審査請求人の残余財産はより多く見積もられることとなり、本件処分の結果には影響がなかったものであるが、処分庁においては、費用返還決定処分を行うに当たって、法令及び各種通知等を正確に理解し、適正な方法により要返還額等を算定するよう留意されたい。

また、本件処分通知書においては、「1 廃止した扶助の種類 介護扶助、医療扶助」と記載されているが、実際には生活扶助、住宅扶助についても本件処分における廃止対象であるから、この記載は誤りであり、被処分者に対し、生活扶助、住宅扶助が廃止対象外であると誤認させうるものである。

もっとも、本件処分の通知は行政手続法第14条第1項で定められている理由の提示について規範と事実関係については示していることから、本件処分については当該記載誤りをもって取消原因たる手続的違法があると解されるものではないが、処分庁は、今後このような記載誤りについては十分注意されたい。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）原田 裕彦

委員 海道 俊明

委員 福島 豪